

第 28 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	6名	会場	オンライン開催
テーマ	コロナ禍における支援をとおして－これからを考える－				
司会	梅本 直（京都外国語大学）		記録	川村 典子（関西学院大学）	
記 録					
<p><分科会の概要></p> <p>コロナ禍での障がい学生支援における、支援事例や課題について事前にとった参加者アンケートを踏まえ、各大学の状況について共有し、次年度以降の支援について、意見交換を行った。</p> <p><参加者></p> <p>6大学より6名が参加した（内訳：国公立大学2、私立大学4）。</p> <p><内容></p> <p>【オンライン授業実施に関する事例等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入構禁止期間における、視覚障害の学生への授業資料の受け渡しについては、特別入構を許可し、USBでのデータのやりとりを行うこととした。 ・聴覚障害の学生への支援としては、メタモジの導入による手書きテイク、遠隔手話通訳、T-tacの利用による遠隔テイク等の対応を行った。また、ZOOM等のチャット機能の利用も、大変有効であった。 ・精神、発達障害の学生においては、オンライン授業に順応できた学生と、オンライン授業にしんどさを感じた学生に分かれる状況であった。2020年度、2021年度においては、対面授業が再開した際にも、オンライン授業の受講を認める運用を行ったが、2022年度において、オンライン授業の受講を特例として認めるかどうかは、今後、検討していくことになる。 ・リモート試験においては、試験時間の延長設定や、リモート試験のための新システムの動作確認を行うなどの対応を行った。 ・オンライン対応、ネットワークの環境整備が進んだ。 <p>【対面授業実施に関する事例等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な接触が発生するガイドヘルプにおいては、感染対策に課題があったため、学生スタッフではなく、職員が対応することとした。 ・感染予防対策として、消毒スプレーの設置、仕切り板の設置に加えて、感染予防の講座を開講するなどして、啓発も行った。 <p>【今後について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面とオンラインを併用するなどの、多様な状況における支援を行うためには、支援に使えるツールに関する情報収集が大切であると感じている。 ・コロナ禍におけるオンライン化により、手続きなどにおいても、紙媒体の利用が減少し、データを活用する運用に変化したことで、便利になったことも多かった。今後も、さらにオンライン化が進むことで、さまざまなことが効率化されると期待している。 ・オンライン授業の効果的な利用についての今後の動向は、関心と期待を持っている。 <p style="text-align: right;">以 上</p>					

第 28 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	13 名	会場	オンライン開催
テーマ	発達・精神障害のある学生へのサポート				
司会	鈴木美佳子（大谷大学）	記録	進士太志(京都女子大学)、望月直人（大阪大学）		
記 録					
<p><分科会の概要></p> <p>発達・精神障害のある学生へのサポートについて、合理的配慮の文脈だけに限らず、幅広くサポートの状況について各大学における課題あるいはグッドプラクティスについて、参加者で情報共有や意見交換を行った。</p> <p><参加者></p> <p>12 大学より 13 名が参加した（内訳：国公立大学 2、私立大学 11）。</p> <p><内容></p> <p>【発達障害のある学生へのサポート】</p> <p><課題> 学生本人の自己理解の不足について、課題認識をしている方が多くみられた</p> <p style="padding-left: 2em;">-医療機関にかかるのが望ましいが、中々そこにいけない。保護者が受診への抵抗感を持つこともある</p> <p>◆どのように自己理解を促すか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に振り返って整理することで、「こういう状況だと自分はこうなる」という認識が芽生える ・合理的配慮へのアンケート（教員および本人向け）を実施している <ul style="list-style-type: none"> →回答と本人の認識等とのずれについて擦り合わせを行う ・自己理解という点では、やはり診断書の取得は有効ではないか <ul style="list-style-type: none"> →確かに手間だが、診断を受けるというプロセスを踏むことが自己理解に繋がる ・きっかけ作りとして、学生相談室・健康診断等での発達障害のスクリーニング <p>◆グレーゾーンの学生への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学上配慮が必要であれば、診断書等が必要である旨の説明等を行っていくが、そこまででなければ、学生相談室等へリファーすることも考えられる。 ・この学生は発達障害では？という気づきは教員や関係各所から生じる <ul style="list-style-type: none"> →互いに連携をとりながら相談へ結びつけることも大切である <p>【精神障害のある学生へのサポート】</p> <p><課題> 授業に出られない、欠席が多い学生へのアプローチや支援について課題を共有した。</p> <p style="padding-left: 2em;">-高校までの不登校経験や対人関係のもつれなどが影響することが多い</p> <p>◆不登校学生に対してどのように対応するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学生によって、チームで対応が必要になる ・自傷・自殺リスクのある学生には、実家の保護者に連絡して対応を任せる <ul style="list-style-type: none"> →ただし、保護者との関係が悪い場合もあり、実際には難しいことも多い ・学生に対して支援度をどこまで高めればよいのかのバランスが難しい <ul style="list-style-type: none"> →責任の所在を明確にする。支援部署が責任を負えるのかどうか、行動を取るときは覚悟を決める <p>◆不登校傾向が背景にありオンライン授業を希望する学生への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育/治療上の観点から、オンライン授業を合理的配慮メニューとして設定するには課題がある ・大学の規模により、同じ対応ができるとは限らない。配慮内容での合意が得にくい時は、三者面談を設定 					

第 28 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	13 名	会場	オンライン開催
テーマ	支援体制・システムのマネジメント				
司会	京都大学 村田 淳	記録	大阪市立大学 佐々木 あゆり		
記 録					
<p><分科会の概要></p> <p>障がい学生支援は組織的な取り組みであり、支援コーディネートだけでなく支援体制の整備や合理的配慮を提供するためのフロー等が不可欠である。また、今後は改正障害者差別解消法の動向をうけて、紛争防止・解決の仕組みについても検討する必要性が生じる。</p> <p>本分科会では、障がい学生支援に関するマネジメント全般について話し合った。</p> <p><参加者></p> <p>12 大学より 13 名が参加した（内訳：国公立大学 2、私立大学 11）。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者差別解消法の改正を受けて、私立大学でも障がい者への支援が義務化されることとなり、各大学での支援体制構築が課題になっているとのことであった。すでに、障がい学生の支援にについて組織的な体制がある大学より取り組みの紹介があった。 （支援体制構築の主な課題） <ul style="list-style-type: none"> ・専門的人材の確保（安定的雇用） ・他部署等との連携 ・基本方針の策定 ・専門委員会の設置や規程の制定 ・予算の確保 ・学生サポーター制度の確立 ・支援フローの構築と浸透 ・研修の実施 ・業務範囲の明確化 etc ◆ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成について国立大学の制定に至る考え方を共有し、その制定について情報共有をした。また、仮に何らかの基本方針等ができあがった場合でも、それを浸透させるための研修等の必要性があるとのことであった。 ◆ 障がい学生支援に関する各大学での予算配分について情報共有をした。国立大学、公立大学、私立大学で大きく差の出るところではあるものの、どの大学でもなかなか配分が回ってこない部分ではある旨を共通認識とし、その対応について議論した。 ◆ 大学での合理的配慮の範囲について議論した。学生以外の利用者に関しては配慮の範囲内に含まれるのかといったことや、障がい学生の大学での生活に関する支援（通学や大学構内の移動など）についての大学の負担の範囲について議論した。その中で、重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業（厚生労働省）について紹介があった。実際にこの制度を利用していたり、利用を試みたりした参加校もあり、その経緯等が情報共有された。 <p style="text-align: right;">以上</p>					

第 28 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	8 名	会場	オンライン開催
テーマ	コーディネート基礎編－合理的配慮を考える				
司会	長ヶ原 美帆 (神戸松蔭女子学院大学)	記録	田中 康雅 (佛教大学) 西岡 崇弘 (関西学院大学) 【記録】		
記 録					
<p><分科会概要></p> <p>○コーディネート基礎編－合理的配慮の考え方ー</p> <p>本分科会では、合理的配慮の提供義務化やコロナ禍の影響も踏まえた合理的配慮について、事前アンケートや持ち寄った事例等を題材に意見交換を行った。</p> <p>情勢の変化に伴い授業形態や配慮ニーズも様々に変化し、現場では判断に迷うことも多々生じている。本分科会では、更なる情勢の変化や合理的配慮の提供義務化の流れ等も踏まえた合理的配慮について、事前アンケートや持ち寄った事例を題材に Q&A 形式で改めて整理する機会とする。</p> <p><参加者></p> <p>8 大学より 8 名が参加した (内訳：国公立大学 2、私立大学 6)</p> <p><分科会内容></p> <p><u>1. 合理的配慮に関する法律等の確認</u></p> <p>以下の内容について、レクチャー形式で整理・確認を行った。</p> <p>① 「合理的配慮の提供義務化」の経緯および概要について</p> <p>② 「障害者差別解消法」の制定・改正に係る経緯および概要について</p> <p><u>2. 各大学の課題点および取り組み状況の共有</u></p> <p>以下の内容について、障害種別ごとに Q&A 形式で整理するとともに、各大学の課題点及び取り組み状況を共有した。</p> <p><課題点及び取り組み状況></p> <p>① 専門員の退職に伴う支援スキル・専門性の継承に係る問題について</p> <p>② 学生サポーターの人材養成・専門性の担保に係る問題について</p> <p>③ 私立大学経常費補助金の理解・活用について</p> <p>④ ポストコロナ後の合理的配慮にかかる遠隔授業対応について</p> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からニーズに関する対応について ・情報保障支援に係る自動音声認識ツールの活用方法の共有について ・課題の取り組みへの保護者の関与が見受けられるケースについて ・グレーゾーンの学生を対応する際の留意点について 					
以上					

第 28 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	8 名	会場	オンライン開催
テーマ	コーディネート応用編－合理的配慮の妥当性と根拠－				
司会	鶴野 恵子	記録	土橋 恵美子・寺西 章江		
記 録					
<p><分科会の概要></p> <p>修学支援に関する合理的配慮について、以下の項目について事前アンケートを実施し、参加者からの回答内容を中心に意見交換・質疑応答を行った。</p> <p>① 難解さを感じた事例や課題</p> <p>② 妥当と判断した支援事例とその根拠</p> <p><参加者></p> <p>8 大学より 8 名が参加した（内訳：国公立大学 3、私立大学 5）。</p> <p><内容></p> <p>上記①の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外実習中の教員による教育的配慮に関して、コーディネーターの介入について。 ・医師の所見を根拠資料としているものの、具体的内容検討については何に依拠すべきか。 ・本人と家族の意向が異なる場合の対応について。 ・修学支援と生活支援のボーダーラインをどこで引くか。特に行政との連携や家族との調整などの主体をどこが担うか。 ・対面授業が開始された後もオンライン授業を希望する学生への対応について。 ・情報処理面で障壁のある学生に対し、課題提出の期日延長や試験時間延長の妥当性を、どこで判断するか。 ・大学統合に際して、合理的配慮のスタンダードとして認められない項目の説明責任について。 <p>上記②の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の所見と学生面談での本人の意向が一致し、かつ学内で対応可能と判断した事例。 ・医師の診断書コメント、コーディネーターによる面談、過去の状況の聴取から、実行機能の障がいと判断した場合に妥当と判断している。 ・医師の診断書を根拠に、アレルギー等でマスクができない学生に別室受験を許可した。学生本人が希望しても、妥当性が認められない診断名での提出がされることもある。 ・思考をまとめてアウトプットすることに時間を要する学生については、文字数の変更（増・減両方あり）が認められた。時間延長についても、選択式・論述式別に判断し、見直す時間は設定しないなど基準を設定している。 <p>これらの事例から、合理的配慮の根拠と妥当性については、根拠資料の解釈、本人の意思の確認、家族など学生を取り巻くステイクホルダーとの関係構築、行政サービスの理解、合理的配慮と教育的裁量の切り分け、意思決定の場づくり、異議申し立て・差し戻し制度、など様々</p>					

な課題やテーマが浮かび上がってきた。

これらの課題やテーマに日々真摯に取り組む、コーディネーターや事務職員での意見交換を行うことができ、大変有意義な時間であった。また、今後このネットワークを大切にし、相互に情報交流していくことで合意した。